

(告知)「泉南市子どもの権利に関する条例第 16 条に基づく意見表明」の公表について

2026 年 6 月 26 日
泉南市子どもの権利救済委員会

本委員会は、本年 4 月 30 日、泉南市教育委員会（以下「教育委員会」）に対して、泉南市子どもの権利に関する条例（以下「条例」）第 16 条第 1 項第 3 号に基づく意見表明を行いました。これについて、同項第 5 号により、下記の通り公表いたします。

記

1. 今回公表する意見表明

表題：泉南市子どもの権利に関する条例第 16 条に基づく意見表明
全 8 頁 別添のとおり

2. 本意見表明の前提となった調査

本委員会は、2025 年 11 月 13 日、教育委員会に対して、条例第 16 条第 1 項第 2 号が定める調査を次の(1)(2)を主たる調査課題として実施する旨通知し、これを実施しました。

- (1) 2022 年 3 月 18 日に自死した中学 1 年生男子生徒の死亡事故報告に関する学校・教育委員会の対処・対応がどのように行われてきたのかについて、当該子どもの尊厳の回復に向かう観点から調査します。
- (2) 前項の重大事態事案に関する泉南市第三者委員会による「泉南市中学生自死の重大事態の調査に係る報告」（2024 年 5 月）が、泉南市子どもの権利に関する条例に基づく子どもの権利の尊重を実現する再発防止策として、どのように有効かつ具体的に実施されているか、同報告後の経過と現状について調査します。

本件は、条例第 15 条第 2 項に基づく市民等の申立てを契機として、その提起された事項を本委員会として審査・検討した結果、本委員会は上記 2 点を調査課題として、条例のとりわけ第 1 条(目的)、第 3 条(子どもの権利の尊重)、第 6 条(子どもの相談と救済)に照らして、調査を実施することが必要なものと判断しました。

3. 本件調査及び本意見表明の概要

本委員会は、今回調査では主として上記(1)に焦点を当て、当該子どもが亡くなった後の経過における、特に教育委員会の対応上の問題や課題について、調査を実施しました。

その対話を通して、「亡くなった子どもの尊厳を守ること、すなわち当該子どもの最善の利益を第一に考慮することが、当時の教育委員会の対応においては果たし得たとはいえないこと、それゆえ改めて亡くなった子どもの尊厳の回復に努めることが教育委員会のとりくむべき課題であること」について、本委員会は教育委員会と認識を共有するところとなりました。この共通認識を基盤として、大要 5 点にわたり意見表明を行いました。

これを受けて教育委員会は、5 月 22 日に定例教育委員会を開催し、本意見表明を真摯に

受け止め、これを十分に尊重して、決して再び同じ不幸を繰り返さないという決意のもと、条例が掲げる「子どもにやさしいまち」の着実な実現のため必要な措置を講じていく旨、全委員一致して確認されたとのことでした。

よって本委員会は、条例第 15 条第 3 項が本委員会に課する「子どもの権利の擁護者、代弁者、そして公的良心の喚起者として」との自らの責務に照らして、子どもの最善の利益を第一に考慮する原則に立って、亡くなった当該子どもの尊厳の回復に努めるべく、今改めて、深く哀悼の意を表明するとともに、本意見表明の全文を公表するものです。

4. 本意見表明を踏まえた今後の調査等

本意見表明は主として上記調査課題の(1)について行ったものであり、これを踏まえてさらに対話を深めつつ、調査課題の(2)に係る調査等を予定します。

そこで、本委員会は、2022年3月18日に中学1年生男子生徒が自死した後の経過における学校・教育委員会の対処・対応にかかわる諸課題に関して、当該子どもの尊厳の回復に向かうために教育委員会として総括するところの所見文書を、本年9月を目途に公表して頂くよう、教育委員会に要請しました。

以上